

株式会社八神製作所

福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与 運営規程

第1条(事業の目的)

株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター静岡(以下事業所)が行う指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者《福祉用具供給事業従事者研修》)が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
3. 事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
4. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他の保健・医療及び福祉サービスを提供する者、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

第3条(事業所の名称)

- 1.名称 株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルスセンター静岡
- 2.所在地 静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目10番20号

第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

- 1.管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。自らも指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たるものとする。
- 2.専門相談員 2名以上(常勤換算)
 - (a)専門的知識に基づき相談に応じる。
 - (b)福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。
 - (c)貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
 - (d)福祉用具の調整を行う。

(e)使用方法の指導、修理等を行う。

(f)福祉用具貸与計画又は介護予防福祉用具貸与計画(以下「福祉用具貸与計画等」という)を作成する。

第5条(事業所の営業日及び営業時間)

- 1.営業日 月曜日から金曜日までとする
(定休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末・年始、6月平日最終日)
- 2.営業時間 午前9時～午後5時

第6条(福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目)

1.事業の提供方法は、取り扱う種目は次のとおりとする。

①専門的知識に基づき相談に応じると共に、福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

②福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

③福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

④指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という)の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与計画等を作成し、利用者及び家族にその内容を説明し、同意を得て、交付する。

⑤商品のお渡し方法は、利用者宅への納品、店頭でのお渡しのいずれかとする。

2.指定福祉用具貸与等の提供にあたり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める全種目とする。

貸与種目	
①車椅子	⑧スロープ(取付工事を伴わないもの)
②車椅子付属品	⑨歩行器
③特殊寝台	⑩歩行補助杖
④特殊寝台付属品	⑪認知症老人徘徊感知機器
⑤床ずれ防止用具	⑫移動用リフト(つり具の部分は除く)
⑥体位変換器	⑬自動排泄処理装置
⑦手すり(取付工事を伴わないもの)	

第7条(利用料等)

1. 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、カタログによるものとし、当該指定福祉用具貸与等が法定代理受領サービスであるときは、原則として「介護保険負担割合証」に記載のある「利用者負担割合」に応じた金額とする。利用料は1ヶ月単位とする。但し、貸与期間が1ヶ月未満の場合は、利用月の15日までに終了した場合は1ヶ月のレンタル料の半額、16日以降は全額を利用料とする。

2. 通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与等に要した交通費は、介護報酬の対象外とし、その実費を徴収する。

①通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmごとに50円

②特別な搬入による場合 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

4. 事業所が利用者から第1項から第3項の費用の支払いを受けたときは、事業所の名称、指定福祉用具等の品目の名称、並びに料金を記載した証明書及び領収書を利用者に交付する。

第8条(通常の事業実施地域)

事業所の通常の事業実施地域は、以下のとおりとする。

県名	実施地区
静岡県	静岡市(井川、梅島、玉川、大河内、大川、清沢の6地区を除く)、藤枝市、焼津市

第9条(衛生管理等)

1. 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
2. 常に清潔な福祉用具を貸与に供するため、回収した福祉用具を、種類・材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分して保管する。
3. 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者へ委託する。
 - ① グリーンライン中京株式会社 愛知県江南市小杵町長者毛東 147 番地
 - ② 株式会社豊通オールライフ 東京都港区港南二丁目 3 番 13 号
 - ③ 株式会社ヒガシトウエンティワン 大阪府大阪府中央区内久宝寺町三丁目 1 番 9 号
 - ④ ケアレックス株式会社 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 16
 - ⑤ 株式会社シンエンス 愛知県小牧市本庄 166
 - ⑥ フランスベッド株式会社 東京都昭島市中神町 1148 番地 5

第10条(虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を開催するとともに、その結果について、専門相談員その他の従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報すること。
- ④ 事業所において、従業員に対して虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施する。
- ⑤ 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第11条(緊急時事故等における対応方法)

1. 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに管理者及び主治医に連絡する等の措置を講ずる。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
2. 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあつては介護予防支援事業者)等に連絡すると共に必要な措置を講ずる。
3. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
4. 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第12条(苦情処理)

事業所は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速克適切に対応する為に必要な措置を講ずる。

第13条(個人情報の保護)

1.事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にのガイドダンス」を遵守し、適切な取り扱いに勤める。

2.事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得る。

第14条(その他運営についての留意事項)

事業所は、以下の条項に留意して事業を行う。

1. 職員の研修
 - ① 採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
 - ② 継続研修を、年2~3回程度実施する。
2. 秘密の保持
 - ① 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 掲示及び目録の備え付け
 - ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
 - ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
4. 正当な理由なく福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定福祉用具貸与等事業者を紹介する等の措置を講じる。
6. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
8. 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供すると共に、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
9. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与サービスを提供する。
10. 従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
11. 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
12. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社八神製作所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 8 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 1 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。